



健康・福祉

長寿をお祝いして記念品贈呈

敬老の日にあたり、節目の年齢に達した方（表参照）や結婚50周年を迎えるご夫婦に、長寿をお祝いして記念品をお届けします。
なお、結婚50周年については、事前に申請が必要です。

対象者	祝金・祝品	お届けの方法	申請の要否
満99歳 (大正3年9月2日 ～大正4年9月1日生)	祝金 50,000円	9月中旬から 各戸配布	不要
満88歳 (大正14年9月2日 ～大正15年9月1日生)	買物券 10,000円	9月中旬に郵送	不要
満77歳 (昭和11年9月2日 ～昭和12年9月1日生)	買物券 5,000円	9月中旬に郵送	不要
結婚50周年 (昭和38年9月2日から 昭和39年9月1日に ご結婚された方)	祝金 5,000円	9月中旬に 口座振込	必要

※平成26年9月1日現在で3カ月以上市内にお住まいの方が対象となります。

該当される方は、8月22日(金)までに印鑑と通帳の写しを持参し、申請してください（本籍が山武市にない方は、戸籍謄本も必要です）。

☎ 高齢者福祉課 (80) 2642

高齢者肺炎球菌ワクチン接種の定期接種化

10月から高齢者肺炎球菌ワクチン接種の定期接種化が予定されています。

対象年齢等 山武市に住民登録があつて、次の①か②に該当する人

- ①当該年度に65歳になる人
- ②当該年度に60～64歳になる人で心臓、じん臓、呼吸器の機能に身体障害者手帳1級程度の重い障害がある人、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人

※既に肺炎球菌ワクチン接種を受けたことがある方は対象外です。

経過措置 平成26年度から30年度

までの間は、各当該年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方も対象となります。

※定期接種とは、予防接種法で市町村長が行うこととされている予防接種です。

定期接種となった際の助成額（自己負担額）など詳しくは、決まり次第お知らせします。

☎ 健康支援課 (80) 1171

おたつしや運動教室☆

参加者募集

年齢を重ねると誰でも筋力やバランス感覚が低下してきます。いつまでも健やかな毎日を送れるよう脳を活性化させ、足腰の筋力、バランス力、歩行能力を向上させましょう！

対象 (1) 山武市に住所を有する65歳以上の方

(2) 介護保険の要介護認定を受けていない方

(3) 主治医から運動制限を受けていない方

(4) 昨年度、本教室に参加していない方

内容 ストレッチや筋力トレーニング、歩き方、脳のトレーニングなど

※栄養・歯科講座が1回ずつあり、もれなく歯ブラシのプレゼントがあります。

定員 先着

20人（申込み者全員に、健康状態確認の質問票を郵送



します。返信後、記入内容を確認し、受講者を決定します。）

日程 10月2日・9日・23日、11月6日・20日、12月4日・11日・25日（木曜日・全8回）

時間 午前9時半～11時半

場所 松尾IT保健福祉センター

参加費 無料

申込期限 8月29日(金)

☎ 健康支援課 (80) 1171

あんどんねえさ『九十九里地域認知症家族の会』in山武市

認知症の方を介護されている方同士で、介護の悩みや困っていることなどを語り合ってみませんか？

日時 8月22日(金) 午後1時半～3時半

場所 成東文化会館のぎくプラザ

内容 認知症の個別相談、参加者同士の交流

対象 認知症の方（疑いを含む）を介護している方

※市外の方も参加できます

☎ 山武市地域包括支援センター (80) 2643

お知らせ

すいとう

水痘ワクチンが

10月から定期接種になります

今まで任意接種（予防接種法の対象ではないが、希望者が自費で受けることができる予防接種）だった水痘（水ぼうそう）ワクチンが定期接種になります。

水痘は、水痘帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる、発疹を伴う感染力の強い病気です、その70%以上は4歳以下で発症しています。せきやくしゃみによる飛沫感染・空気感染と、水疱内に存在するウイルスに触れる接触感染でうつり、保育園などでの集団感染が多くみられます。水痘ワクチンを1回接種することで、水痘にかかる割合を80～85%程度、重症化をほぼ100%防ぐことができますといわれています。

対象年齢 1～3歳に至るまでの間にある人

接種方法 3カ月以上の間隔をおいて、合計2回皮下に接種

標準的な接種期間 1歳から1歳3カ月に至るまでに初回接種を行い、追加接種は初回接種終了後6カ月から1年に至るまでの間隔をおいて1回行う

経過措置

3～5歳に至るまでの間にある人かつ未接種者を対象とし、1回接種とする（平成26年度限り）

その他

- ・既に水痘にかかったことがある人は対象外とする。
- ・任意接種として既に水痘ワクチンを受けたことがある人は、既に接種した回数分の接種を受けたいものとみなす。

※10月以前に対象年齢となる場合は、感染するリスクが高いので、接種を差し控えないでください（自費）。

健康支援課

☎(80)1172

献血にご協力をお願いします

献血実施日

日時 8月6日(水)

午前10時～11時45分

午後1～4時

場所

健康支援課 成東保健福祉センター

☎(80)1173



『特別児童扶養手当』

『特別障害者・障害児福祉手当』は所得状況届・現況届の提出が必要で

必要です

各手当を現在受けている方は届出書を8月11日(月)から9月10日(水)の間に社会福祉課まで提出してください（届出書の用紙は直接送付します）。現況届の提出がない場合、8月分以降の手当が受けられません。

また、2年以上届出がないと、時効により支払いを受ける権利がなくなる場合がありますのでご注意ください。

特別児童扶養手当

家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給する手当です。

※所得制限あり

支給月額…1級 4万9900円
2級 3万3230円

特別障害者手当

著しく重度の障害が重複するなどの状態にあるため日常生活において常に特別な介護を必要とする

20歳以上の在宅の方（障害者本人）に支給する手当です。

※所得制限あり

支給月額…2万6000円

障害児福祉手当

著しく重度の障害の状態にあるため日常生活において常に特別な介護を必要とする20歳以下の在宅の方（障害者本人）に支給する手当です。

※所得制限あり

支給月額…1万4140円

《現況届提出不要》

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

療育手帳の程度がA以上で20歳以上の在宅の方またはその介護者、自宅において6カ月以上寝たきり状態の身体障害者で20歳以上65歳未満の方またはその介護者に支給する手当です。

※特別障害者手当との併給はできません。所得制限なし。

支給月額…8650円

社会福祉課

☎(80)2614



入院するときや高額な外来診療を受けるときは「限度額適用認定証」の申請手続きを

国民健康保険加入者で次に該当する方は、市の発行する認定証を医療機関の窓口に提示することにより、医療費などの軽減が受けられます。

1. 70歳未満の国民健康保険加入者で国民健康保険税の未納のない方

医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。ただし、自己負担限度額は所得区分により異なります。

《70歳未満の方の自己負担限度額（月額）》

所得区分	高額療養費の自己負担限度額	
	3回目まで	過去1年以内に4回以上の場合
一般世帯	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
上位所得世帯 (基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯もしくは住民税の未申告者がいる世帯)	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(所得区分・限度額は平成27年1月に改定があります。)

2. 世帯の国民健康保険加入者全員(国民健康保険に加入していない世帯主も含む)が住民税非課税の方

入院時の食事代を所得区分が一般の場合と比較して減額できます。また、70歳以上の方は、医療費の自己負担限度額が低くなります。

《入院時の食事代の標準負担額》

所得区分	入院時の食事代 (1食あたり)	
一般の方	260円	
70歳未満の住民税非課税の方および70歳以上の低所得Ⅱの方	90日までの入院 (過去12カ月の入院日数)	210円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	160円
70歳以上の低所得Ⅰの方	100円	

なお、すでに交付されている認定証は、有効期限が平成26年7月31日までです。引き続き認定を受ける場合は、再度申請が必要となります。

手続きに必要なもの

- ・保険証
- ・印かん（認め印）

※1月2日以降に転入された方は、1月1日現在に住所のあった市区町村の「所得証明書（非課税証明書）」をお持ちください。

申請先 国保年金課国民健康保険係
図 国保年金課 ☎(80)1143

《70歳以上の方の自己負担限度額（月額）》

所得区分	外来	外来+入院
一般の方	12,000円	44,400円
低所得Ⅱの方	8,000円	24,600円
低所得Ⅰの方	8,000円	15,000円

◎低所得Ⅰ…各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯に属する方（70歳以上の方のみ）

◎低所得Ⅱ…低所得Ⅰ以外の世帯に属する方

受けましたか？ 特定健診

特定健診は、40～74歳までの国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者の方が対象ですが、今年の特定健診は受けましたか？

特定健診は、メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病を予防・改善するための健診です。

集団健診は、8月4日まで松尾IT保健福祉センターで行っています。

集団健診を受診されていない方は、さんむ医療センター・国保日向診療所・花城医院・宇井医院で、平成27年3月31日まで個別健診で受けることができます。個別健診を受診の場合は、事前に予約が必要です。詳しくは、受診票に同封されている健診案内または、「広報さんむ」7月号をご覧ください。

毎年特定健診を受け、健康状態をチェックしましょう。
図 国保年金課 ☎(80)1143

